JCMAS

建設機械用グリース

JCMAS P 040: 2024

令和6年9月6日改正

一般社団法人日本建設機械施工協会

まえがき

この規格は、一般社団法人日本建設機械施工協会規格(JCMAS)並びに標準化推進に関する規程に基づき、協会機械部会油脂技術委員会から、原案を具して協会規格を改正すべきとの申出があり、標準部会の審議を経て、一般社団法人日本建設機械施工協会会長が改正した一般社団法人日本建設機械施工協会規格である。この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が,技術的性質をもつ特許権,出願公開後の特許出願,実用新案権,又は出願公開後の実用 新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。一般社団法人日本建設機械施工協会会長及び標 準部会は,このような技術的性質をもつ特許権,出願公開後の特許出願,実用新案権,又は出願公開後の実用 新案登録出願にかかわる確認について,責任をもたない。

初版:平成 16 年 1 月 29 日 社団法人日本建設機械化協会国内標準委員会で審議・承認

WTO/TBT 協定に基づく意見受付開始日:平成 16 年 3 月 15 日

意見受付終了日:平成 16 年 5 月 15 日

制定: 平成 16 年 5 月 20 日

改正第2版: 令和6年6月21日 一般社団法人日本建設機械施工協会国内標準委員会で審議・承認

WTO/TBT 協定に基づく意見受付開始日:令和6年7月5日

意見受付終了日:令和6年9月2日

第2版発行:令和6年9月6日

一般社団法人日本建設機械施工協会規格

J CMAS P 0 4 0 : 2024

建設機械用グリース

Lubricating grease for construction machinery

- 1. **適用範囲** この規格は、建設機械用の潤滑剤として用いる建設機械用一般グリース(以下、略号で示すときは GK という。)及び建設機械用生分解性グリース(以下、略号で示すときは GKB という。)について規定する。
- **2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS K 2220 グリース

- **備考** ISO 2137 Petroleum products and lubricants Determination of cone penetration of lubricating greases and petrolatum 及び ISO 2176 Petroleum products Lubricating grease Determination of dropping point 及び ISO 6743-9 Lubricants, industrial oils and related products (class L) Classification —part 9: Family X (Greases) 及び ISO 11009 Petroleum products and lubricants Determination of water washout characteristics of lubricating greases 及び ISO 12924 Lubricants, industrial oils and related products (Class L) Family X (Greases) Specification からの引用事項は、この規格の該当事項に対応している。[対応の程度:MOD(ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、"修正している" ことを示す。)]
- JIS K 2251 原油及び石油製品—試料採取方法
 - **備考 ISO 3170** Petroleum products Manual samplingからの引用事項は、この規格の該当事項 に対応している(対応の程度: MOD)。
- JIS K 2283 原油及び石油製品―動粘度試験方法及び粘度指数算出方法
 - **備考** ISO 2909 Petroleum products Calculation of viscosity index from kinematic viscosity及び ISO 3104 Petroleum products Transparent and opaque liquids Determination of kinematics viscosity and calculation of dynamic viscosityからの引用事項 は、この規格の該当事項に対応している(対応の程度:MOD)。
- JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引張特性の求め方
- **備考 ISO 37** Rubber, vulcanized or thermoplastic Determination of tensile stress-strain propertiesからの引用事項は,この規格の該当事項に対応している(対応の程度: MOD)。 **JIS K 6253-3** 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー硬さの求め方一第3部:デュロメータ硬さ
 - **備考 ISO 7619-1** Rubber, vulcanized or thermoplastic Determination of indentation hardness Part 1: Durometer method (Shore hardness)からの引用事項は、この規格の該当事項に対応している (対応の程度: MOD)。
- JIS K 6258 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー耐液性の求め方
 - **備考 ISO 1817** Rubber, vulcanized Determination of the effects of liquidsからの引用事項は、この規格の該当事項に対応している(対応の程度: MOD)。

ISO 13226 Rubber—Standard reference elastomers (SREs) for characterizing the effect of liquids on vulcanized rubbers

ASTM D2266 Standard Test Method for Wear Preventive Characteristics of Lubricating Grease (Four-Ball Method)

ASTM D2596 Standard Test Method for Measurement of Extreme-Pressure Properties of Lubricating Grease (Four-Ball Method)

3. 種類 建設機械用グリースの種類は、JIS K 2220 グリース箇条 3.16 に定めるちょう度番号(グリースを混和ちょう度の範囲によって分類した番号)により、建設機械用一般グリース(GK)は 1 号、2 号の 2 種類、建設機械用生分解性グリース(GKB)は 2 号の 1 種類とし、表 1 のとおりとする。

種	類	使用温度範囲 ℃	使用条件に対する適否		適用例
用途別	ちょう度番号		水との接触	生分解性	(回/11/71)
一般グリース	1号	$-20 \sim +130$	適	無	建設機械
(GK)	2 号	$-20 \sim +130$	適	無	是以恢加
生分解性グリース (GKB)	2 号	$-20 \sim +130$	適	有	環境保護を必要 とする場所で使 う建設機械

表1 建設機械用グリースの種類

4. 品質及び性能

4.1 建設機械用一般グリース (GK) 建設機械用一般グリース (GK) は, 箇条**5** に定める試験の結果, **表2** の基準を満たさなければならない。

なお、製造の段階で環境に悪影響を与える有害物質を使用してはならない。

~~ -	~ μ λ / λ / λ / λ .		1711027	
項目(条件)	単位	性能基準		試験方法
ちょう度番号	_	1 号	2 号	
適用温度範囲	°C	$-20 \sim +130$	$-20 \sim +130$	
増ちょう剤	_	報告 1)	報告 1)	
混和ちょう度	1	310 ~ 340	265 ~ 295	5.3
不混和ちょう度	_	報告 1)	報告 1)	5.4
見かけ粘度 (-10℃, ずり速度10S ⁻¹)	Pa·s	250 以下	500 以下	5.5
基油動粘度(40℃)	mm ² /s	報告 1)	報告 1)	5.6
耐熱性				
滴点	°C	170 以上	170 以上	5.7

表2 建設機械用一般グリース(GK)の性能基準

離油度(100℃, 24 h)		質量%	10 以下	5 以下	5.8
蒸発量 (99	°C, 22 h)	質量%	2.0 以下	2.0 以下	5.9
防錆性					
湿潤(14日)	_	A 級	A 級	5.10
銅板腐食(100°C, 24 h)	_	銅板に緑色又は黒	色変化がないこと	5.11
極圧性/耐摩	耗性				
四球式耐荷	重能 (融着荷重)	N	1961 以上	1961 以上	5.12
四球式耐摩耗 (摩耗痕径)		mm	0.7 以下	0.7 以下	5.13
機械的安定性					
混和安定度		_	400 以下	375 以下	5.14
耐水性					
水洗耐水度(38℃, 1h)		質量%	10 以下	10 以下	5.15
酸化安定性					
酸化安定度(99℃, 100 h)		kPa	80 以下	80 以下	5.16
シール材浸せ	き試験(100°C, 72h)				
	硬さ変化	_	-30 以内	-30 以内	5.17
NBR (ニトリカ	引張強さ変化率	%	-70 以内	-70 以内	5.17
ゴム)	伸び変化率	%	-80 以内	-80 以内	5.17
	体積変化率	%	$0 \sim 40$	$0 \sim 40$	5.17
	硬さ変化	_	$-5 \sim +5$	−5 ~ +5	5.17
AU	引張強さ変化率	%	-70 以内	-70 以内	5.17
(ウレタン)	伸び変化率	%	-60 以内	-60 以内	5.17
	体積変化率	%	$-5 \sim +15$	−5 ~ +15	5.17

注 り 試験結果を提示すること。

備考 1. シール材浸せき試験の硬さ変化の硬度計は、Aタイプを使用する。

- 2. シール材浸せき試験の NBR は、ISO 13226 による低ニトリルゴム材の SRE-NBR/L とする。
- 3. シール材浸せき試験の AU は、表3 に示すものとする。

表3 シール材質物性表

		単 位	AU
規格値	硬さ	デュロメータ A	88 ~ 98
	引張強さ	MPa	29.4 以上
	伸び	%	300 以上

4.2 建設機械用生分解性グリース(GKB) 建設機械用生分解性グリース(GKB)は、生分解性を有する基油 と、環境に悪影響を与えない添加剤を加えたもので、箇条**5** によって試験を行い、**表4** の規定に合格しなければならない。

表4 建設機械用生分解性グリース(GKB)の性能基準

項目(条件)		単位	性能基準	試験方法
ちょう度番号			2 号	
適用温度範囲		°C	$-20 \sim +130$	
 増ちょう剤			報告 1)	
混和ちょう度			265 ~ 295	5.3
不混和ちょう度	Ę		報告 1)	5.4
見かけ粘度 (-1	0℃, ずり速度10S ⁻¹)	Pa·s	500 以下	5.5
基油動粘度 (40)°C)	mm ² /s	報告 1)	5.6
耐熱性	,			
		°C	170 以上	5.7
離油度 (100°C,	24h)	質量%	5 以下	5.8
 蒸発量 (99℃,		質量%	2.0 以下	5.9
	,			
湿潤(14日)			A 級	5.10
銅板腐食 (100°	C, 24h)		銅板に緑色又は黒色変化がないこと	5.11
極圧性/耐摩耗性		N	001 DLI	7.10
四球式耐荷重能 四球式耐摩耗 (· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	N mm	981 以上 0.7 以下	5.12 5.13
機械的安定性	(0.7 % 1	3.13
混和安定度			375 以下	5.14
耐水性				
水洗耐水度 (38℃, 1h)		質量%	10 以下	5.15
酸化安定性				
酸化安定度 (99℃,100h)		kPa	80 以下	5.16
シール材浸せき試	験 (100°C, 72h)			
	硬さ変化		報告 1)	5.17
NBR (ニトリル	引張り強さ変化率	%	報告 1)	5.17
ゴム)	伸び変化率	%	報告 1)	5.17
	体積変化率	%	報告 1)	5.17
	硬さ変化		報告 1)	5.17
AU(ウレタン)	引張り強さ変化率	%	報告 1)	5.17
AU (YVYV	伸び変化率	%	報告 1)	5.17
	体積変化率	%	報告 1)	5.17
環境に関する基準				
生分解度	(28 日)		5.18 の規準を満たすこと。	5.18
魚類急性毒性	96h LC50値		5.18 の規準を満たすこと。	5.18

- **注** ¹⁾ 試験結果を提示すること。
- **備考 1.** シール材浸せき試験の硬さ変化の硬度計は、Aタイプを使用する。
 - 2. シール材浸せき試験の NBR は、ISO 13226 による低ニトリルゴム材の SRE-NBR/L とする。
 - 3. シール材浸せき試験の AU は、表3 に示すものとする。

5. 試験方法

- 5.1 試料採取方法 JIS K 2251 による。
- **5.2 試験器** JIS K 2220 による。ただし、基油動粘度試験は JIS K 2283 に、四球式極圧試験は ASTM D2596 に、 四球式耐摩耗試験は ASTM D2266 による。
- **5.3 混和ちょう度試験** JIS K 2220 に規定するちょう度試験方法による。
- **5.4 不混和ちょう度試験** JIS K 2220 に規定するちょう度試験方法による。
- 5.5 見掛け粘度試験 JIS K 2220 に規定する見掛け粘度試験方法による。
- 5.6 基油動粘度試験 JIS K 2283 に規定する動粘度試験方法による。
- **5.7 滴点試験 JIS K 2220** に規定する滴点試験方法による。
- 5.8 離油度試験 JIS K 2220 に規定する離油度試験方法による。
- 5.9 蒸発量試験 JIS K 2220 に規定する蒸発量試験方法による。
- 5.10 湿潤試験 JIS K 2220 に規定する湿潤試験方法による。
- 5.11 銅板腐食試験 JIS K 2220 に規定する銅板腐食試験方法による。
- 5.12 四球式極圧試験 ASTM D2596 に規定する耐荷重能試験方法による。
- 5.13 四球式耐摩耗試験 ASTM D2266 に規定する耐摩耗性試験方法による。
- 5.14 混和安定度試験 JIS K 2220 に規定する混和安定度試験方法による。
- 5.15 水洗耐水度試験 JIS K 2220 に規定する水洗耐水度試験方法による。
- 5.16 酸化安定度試験 JIS K 2220 に規定する酸化安定度試験方法による。
- 5.17 シール材浸漬試験 JIS K 6258 に規定する加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー耐液性の求め方を用い、JIS K 6251 に規定する加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引張特性の求め方及び JIS K 6253-3 に規定する加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引張特性の求め方及び JIS K 6253-3 に規定する加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー硬さの求め方一第3部:デュロメータ硬さで評価を行う。
- **5.18 環境に関する基準** 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が定めたエコマーク商品類型 No.110 「生分解性潤滑油」の **4-1** の規定による。

建設機械用グリース解説

序文 この解説は、本体及びに規定・記載した事柄、参考に記載した事柄、並びにこれらに関連した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

1. 制定・改正の趣旨

1.1 初版制定の趣旨

グリースの分類は、グリースを構成する成分(基油,増ちょう剤,添加剤)で分類する方法と、JIS K 2220 の用途で分類する方法がある。また、JIS K 2220:2003 改正版には ISO によるグリースの分類が**附属書 1 (規定)**に追加された。しかしながら、これまで建設機械製造業各社は、自社の純正油及び推奨油を市販の用途分類から推奨している情況であった。これに対し使用者側からは複数の機械の保有、多機種化、レンタル化、リース化が進む中、建設機械製造業各社の要求性能を満たした建設機械用共通グリースが求められている。この規格は、このような背景から建設機械用グリースを共通化するために制定された。

制定に当たっては、現在建設機械で用いられているグリースの実績を基にした。

建設機械用一般グリース (GK) に関する規格は、油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダなどで定期的な給脂に用いるグリースの潤滑性能及び品質を定めるものである。また、コストや給脂間隔、入手性、取扱性などについても使用者が満足できるグリースを対象とした要求規格であり、ちょう度番号1号、2号の2種類に分類される。

建設機械用生分解性グリース (GKB) に関する規格は、建設機械に用いられることを想定した生分解性グリースの規格であり、ちょう度番号は市場状況から2号のみとした。生分解性の性能基準については、ISO、ブルーエンジェル、VAMIL の基準も検討したが、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が定めたエコマーク商品類型 No.110「生分解性潤滑油」の41規定の性能を最低限確保することとした。

生分解性グリースは、生物の多様性等を保っために環境への影響に対する配慮を求められる地域において、建設機械を用いた施工時のグリースの漏れや拡散が起こっても、環境中に自然に存在する微生物によって徐々に分解され、油汚染による環境負荷を最小限に食い止めることができる。

1.2 改正版の趣旨

初版制定から 20 年が経過し、本規格に引用されている多くの規格・試験法等に変更があったため、これを本規格に反映させることが望まれた。本規格の本質的な改正ではないため、誤記訂正とすることも検討したが、変更項目が多いため、改正版とすることとした。

2. **制定・改正の経緯** この規格の原案及び改正案は,一般社団法人日本建設機械施工協会油脂技術委員会において作成され,国内標準委員会の審議・承認の後,WTO/TBT 協定に基づく意見広告を経て制定された。

3. 審議中に問題になった事項

3.1 適用温度範囲について JIS K 2220 ではグリースの適用温度範囲が低温側 -10° C、高温側 $+100^{\circ}$ Cとなっている。これに対し通常の建設機械に対する製造業者の保証温度範囲は, -20° C~ $+40^{\circ}$ C であるが,その使用条件から低温側は -20° C、高温側は製造時の塗装ラインやエンジン回りの使用等を考慮して $+130^{\circ}$ Cの修正意見が出された。最終的に適用温度範囲を -20° C~ $+130^{\circ}$ Cに設定した。これにより増ちょう剤を規定することは行わ

ず報告とした。

3.2 離油度について 離油度は、試験温度と時間について議論がなされた。大手総合建設業者の現場では購買 仕様書として使用される可能性があり、本試験を採用することとした。

この規格で定めるグリースの使用温度範囲を+130°Cまでと規定するには、+130°Cで行う試験方法の規格がないと混乱が生じるおそれがあるとの意見があった。しかし、+100°C×24 時間の試験は JIS に規定されているが、+130°C×30 時間での試験は一般的ではなく、また、一般のリチウムグリースにとって+130°Cは厳しすぎることから、試験条件は JIS に準ずることとした。

- 3.3 **潤滑性能について** 潤滑性能試験は、グリースの軸受寿命をチェックする試験であり、建設機械製造業者から強い要求があった。しかし、試験方法 ASTM D1741 は 10 年ほど前に廃止され、代わりの試験方法は ASTM D3336 Standard test method for life of lubricating grease in ball bearing at elevated temperatures が最も普及している方法と考えられる。そこで建設機械製造業各社が採用実績のあるグリースで、ISO 6743-9 に基づくグリースの運転上限温度を 120° Cとした場合の軸受寿命を L_{50} =500h、又は最初3回の試験が350h以上であることを規格化する方向で検討を重ねた。この案をもとに日本グリース協会と討議した結果、ASTM D3336で規定される試験装置は幅があり、それぞれの装置間の相関は確認されておらず、結果の信頼性に欠けるなど問題点が多いことが分かったため、この試験については建設機械製造業各社が責任を持って判断することとし、項目からは削除した。
- 3.4 シール材浸せき試験について シール材浸せき試験では、ゴム・樹脂の材質に対する耐グリース性の影響について議論された。試験温度を 70℃, 72h の検討をしたが、建設機械に充填されている部位の温度の現状から 100℃, 72h を採用し、建設機械製造業各社が市場実績のあるグリースを同条件で評価し規格値を設定した。また、生分解性グリースについては、ニトリル量の違いが硬さ変化、体積変化率へ与える影響が大きいこと等の報告はあるが、建設機械製造業各社の市場実績が少ないこともあり報告とした。
- 4. 適用範囲 この規格は、建設機械用一般グリース及び建設機械用生分解性グリースに適用する。
- 5. 規定項目の内容 特記すべき事項なし。
- 6. 懸案事項 特になし
- 7. 引用規格に関する事項 特になし
- 8. 特許権などに関する事項 特になし
- **9. その他** 特になし
- 10. 原案作成委員会及び審議委員会の構成表 原案作成委員会及び審議委員会の構成表を次に示す。

標準部会国内標準委員会構成表(改正版作成時点)

役割 氏名 所属 高橋 弘 委員長 東北大学大学院 委員 川内 拓行 経済産業省製造産業局産業機械課 福井 令以 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 佐野 昌伴 施工技術総合研究所 本池 祥子 一般財団法人日本規格協会 山口 崇 国立研究開発法人土木研究所 大本 康隆 コベルコ建機株式会社 加藤昭一郎 キャタピラージャパン合同会社 鈴木 義信 住友建機株式会社 田原 正法 日立建機株式会社 原 茂宏 株式会社小松製作所 大西 秀樹 株式会社 NIPPO 坂下 誠 前田建設工業株式会社 篠宮 政幸 佐藤工業株式会社 中村 誠一郎 株式会社アクティオ 山下 晋仁 前田道路株式会社 関係者 中田 幹夫 経済産業省産業技術環境局国際標準課 事務局 正田 明平 一般社団法人日本建設機械施工協会 小倉 公彦 一般社団法人日本建設機械施工協会 大西 啓二郎 一般社団法人日本建設機械施工協会

改正原案作成委員会(機械部会油脂技術委員会)

役割	氏名	所 属
委員長	石川 広二	日立建機株式会社
副委員長	浜口 仁	GS Caltex Corporation
	杉山 玄六	(元)日立建機株式会社
	吉田 史朗	(元)三菱重工株式会社
	飯島 浩二	株式会社小松製作所
	武田 哲男	出光興産株式会社
	川淵 直人	株式会社タダノ
	中根 雅敏	住友建機株式会社
	魚谷 育弘	株式会社クボタ
	上田 浩司	コベルコ建機株式会社
	本多 高士	ENEOS 株式会社
	高柳 泉	シェルルブリカンツジャパン株式会社
	伊藤 道哉	シェルルブリカンツジャパン株式会社
	齋藤 和樹	コスモ石油ルブリカンツ株式会社
	引田 悠介	コスモ石油ルブリカンツ株式会社
	森 政仁	エボニックジャパン株式会社
	富松 幸亮	日本ルーブリゾール株式会社
	高橋 七郎	日本ルーブリゾール株式会社
	高西 知広	アフトンケミカル・ジャパン株式会社
	田中修一朗	アフトンケミカル・ジャパン株式会社
	柳澤 祐介	シェブロンジャパン株式会社

藤田 登住鉱潤滑剤株式会社竹田 稜日本グリース株式会社森元 正義協同油脂株式会社

米田 昌弘 株式会社ダイゾー ニチモリ事業部 潮田 伸雄 TotalEnergies Lubrifiants S. A.

シュレスタ ケタール PETRONAS LUBRICANTS INTERNATIONAL SDN BHD

葭田 真也 岡田商事株式会社

事務局 畑田 健 一般社団法人日本建設機械施工協会

(文責 浜口仁)

初版の審議委員会(国内標準委員会)

 役割
 氏名
 所 属

 委員長
 大橋秀夫
 学識経験者

 委員
 高橋昭一
 厚生労働省

 古賀秀数
 経済産業省

渡部賢一財団法人日本規格協会

東 秀彦 学識経験者 杉山庸夫 学識経験者

西ヶ谷忠明 (社)日本建設機械化協会施工技術総合研究所

外村圭弘 西尾レントオール株式会社

桑原資孝 西松建設株式会社

青山俊行 株式会社 NIPPO コーポレーション

岩本雄二郎 株式会社熊谷組

今村隆次 株式会社エスシー・マシーナリ

中村俊男株式会社大林組菊地雄一株式会社プロスタ松田和夫株式会社小松製作所砂村和弘日立建機株式会社

陶山寛晃 新キャタピラー三菱株式会社

藤本 聡 コベルコ建機株式会社 本橋 豊 住友建機製造株式会社 秋元俊彦 酒井重工業株式会社

大村高慶 ファーネスエンジニアリング株式会社

事務局 渡辺 正 社団法人日本建設機械化協会 西脇徹郎 社団法人日本建設機械化協会

初版の原案作成委員会(機械部会油脂技術委員会)

役割 氏名 所属

分科会長 大川 聡 株式会社小松製作所 委員 妹尾常次良 株式会社クボタ

> 飯塚武彦 株式会社技研製作所 田路 浩 コベルコ建機株式会社

小倉公彦 新キャタピラー三菱株式会社

石山 寛住友建機製造株式会社杉山玄六日立建機株式会社

松山雄一出光興產株式会社

尾崎幸洋 昭和シェル石油株式会社三本信一 新日本石油株式会社

望月昭博 シェブロンテキサコジャパン株式会社

オブザーバ 佐藤隆三 協同油脂株式会社

 竹内
 澄
 協同油脂株式会社

 中村
 稔
 株式会社日本礦油

 西村
 寛
 株式会社日本礦油

 TTU 計估
 NOV. 計畫 A 社

西科浩德 NOK 株式会社

長谷川浩人 日本ルーブリゾール株式会社 事務局 宮口正夫 社団法人日本建設機械化協会

(文責 妹尾常次良)